

## 第84号議案

### 加東市やしろ国際学習塾条例の一部を改正する条例制定の件

加東市やしろ国際学習塾条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月2日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

### 加東市やしろ国際学習塾条例の一部を改正する条例

加東市やしろ国際学習塾条例（平成18年加東市条例第147号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「掲げるものの他」を「掲げるもののほか、」に改める。

第4条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

#### (3) 多目的施設

第8条第1項中「後納することができる」を「後納することができる」に改める。

第15条中第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に改め、同項を同条第2項とする。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

#### (利用料金)

第16条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、学習塾の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の利用料金の額は、別表に定める使用料の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、使用者は、使用料に代えて利用料金を納付しなければならない。

4 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合にあっては、第8条（見出しを含む。）から第10条（見出しを含む。）まで並びに前条第1項第4号及び第5号の規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

やしろ国際学習塾使用料

基本使用料

(単位 : 円)

施設の名 称		使用時間 使用区分	午前	午後	夜間	午前・午 後	午後・夜 間	終日	備 考
			午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 1 0時ま で	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 1 0時ま で	午前 9 時から 午後 1 0時ま で	
ホ ー ル	ホ ー ル	平日	20, 3 70	26, 4 80	36, 6 60	45, 8 30	62, 1 20	81, 4 80	
		土・日曜日 休日	24, 4 40	36, 6 60	43, 7 90	60, 0 90	79, 4 40	101, 850	
	楽屋 1		1, 01 0	1, 83 0	2, 75 0	2, 75 0	4, 48 0	5, 09 0	
	楽屋 2		1, 01 0	1, 83 0	2, 75 0	2, 75 0	4, 48 0	5, 09 0	
	楽屋 3		610	1, 12 0	1, 62 0	1, 62 0	2, 64 0	3, 05 0	
	練習室		1, 52 0	2, 75 0	4, 17 0	4, 27 0	5, 60 0	6, 11 0	
	コ ミ ニ ュ ニ テ イ 施 設	大会	平日	14, 2 50	21, 3 80	32, 5 90	34, 6 20	52, 9 60	61, 1 10
		議 室	土・日曜日 休日	18, 3 30	27, 5 00	40, 7 40	44, 8 10	67, 2 20	76, 3 80
	中会議室		7, 02 0	10, 5 90	15, 8 80	17, 5 10	25, 9 70	30, 5 50	
	第 1 会議室		7, 33 0	11, 0 00	16, 5 00	18, 2 30	26, 9 90	30, 5 50	
	第 2 会議室		1, 22 0	1, 83 0	2, 75 0	2, 95 0	4, 07 0	5, 09 0	
	特別会議室		10, 1 80	16, 2 90	24, 4 40	25, 4 60	39, 7 20	40, 7 40	

茶室			1日につき 15, 270							
多目的施設	多目的室 全体	4, 48 0	5, 70 0	6, 30 0	9, 16 0	11, 4 00	15, 0 60			
	多目的室 1	2, 24 0	2, 85 0	3, 15 0	4, 58 0	5, 70 0	7, 53 0			
	多目的室 2	2, 24 0	2, 85 0	3, 15 0	4, 58 0	5, 70 0	7, 53 0			

#### 備考

- 1 ホール及び大会議室の使用について、次の各号のいずれかに該当する場合は、この表の当該使用区分に係る使用料（以下「基本使用料」という。）に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。
  - (1) 使用者が、入場者から1, 000円未満の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき 150パーセント
  - (2) 使用者が、入場者から1, 000円以上の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき 200パーセント
  - (3) 使用者が、営業又は宣伝を目的として使用するとき 200パーセント
- 2 ホールの使用について、次の各号のいずれかに該当する場合は、基本使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。
  - (1) 練習のため使用するとき 50パーセント
  - (2) 準備のため使用するとき 50パーセント
- 3 使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、1時間限度とし、超過又は繰上げ分の使用料は基本使用料（上記1、2に該当するときは、それぞれに定める率を乗じて得た額）に30パーセントを乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の使用時間は1時間とみなす。
- 4 冷暖房を使用する場合は、基本使用料に30パーセントを乗じて得た額を加算する。
- 5 使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 6 この表において、「平日」とは、日曜日、土曜日及び休日以外の日を、「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の加東市やしろ国際学習塾条例の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料に

については、なお従前の例による。

## 第84号議案 要旨

### 加東市やしろ国際学習塾条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

旧図書・情報センター部分を多目的室として使用すること、消費税率（消費税及び地方消費税の合計税率をいう。）が引き上げられたことにより公の施設の使用料の額を見直すこと及び指定管理者が收受する利用料金に関する事項を明確化することについて、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

- (1) 旧図書・情報センター部分を多目的室として使用する規定を加え、その使用料を定めること。（第4条及び別表関係）
- (2) 加東市やしろ国際学習塾の基本使用料の額を改めること。（別表関係）
- (3) 同時通訳室1及び同時通訳室2の使用料を削ること。（別表関係）
- (4) 指定管理者が利用料金を収入として收受する場合の取扱いを明確化すること。（第16条関係）
- (5) 所要の文言整理を行うこと。（第3条、第8条、第15条及び別表関係）

#### 3 施行期日 令和2年4月1日

第84号議案 新旧対照表

新 旧 対 照 表	改 正 案
現 行	
(業務)	(業務)
第3条 学習塾は、その目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。	第3条 学習塾は、その目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 前3号に掲げるものその他 必要な業務	(4) 前3号に掲げるものほか、必要な業務
(施設)	(施設)
第4条 前条の業務を行うため、学習塾に次の施設を置く。	第4条 前条の業務を行うため、学習塾に次の施設を置く。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) その他必要な施設	(3) 多目的施設
(使用料)	(4) その他必要な施設
第8条 前条の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別に理由があると認める場合に限り、 <u>後納することができる</u> 。	第8条 前条の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別に理由があると認める場合に限り、 <u>後納することができる</u> 。
2 (略)	2 (略)
(指定管理者による管理)	(指定管理者による管理)
第15条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、次に掲げる業務を法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。	第15条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、次に掲げる業務を法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。
(1)～(7) (略)	(1)～(7) (略)
<u>2 市長は、法第244条の2第8項の規定により、第8条に規定する使用料を指定管理者の収入として收受させることができる。</u>	<u>2 指定管理者に前項の業務を行わせる場合にあっては、第5条から第10条まで、第12条及び第13条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</u>
<u>3 指定管理者に第1項の業務を行わせる場合にあっては、第5条から第10条まで、第12条及び第13条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</u>	<u>3 利用料金</u>
(委任)	第16条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、学習塾の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。
第16条 (略)	2 前項の利用料金の額は、別表に定める使用料の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
別表（第8条関係）	3 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、使用者は、使用料に代えて利用料金を納付しなければならない。
	4 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合にあっては、第8条（見出しを含む。）から第10条（見出しを含む。）まで並びに前条第1項第4号及び第5号の規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。
	(委任)
	第17条 (略)
	別表（第8条関係）

やしろ国際学習塾使用料

基本使用料

(単位 : 円)

施設の名称		使用時間 午前 午後 午前・午後 午後・夜間 終日 備考	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	備考
ホ	一 ル		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで
ホ ー ル	ホール	平日	20, 00 0	26, 00 0	36, 00 0	45, 00 0	61, 00 0	80, 00 0	
		土・日曜日	24, 00 0	36, 00 0	43, 00 0	59, 00 0	78, 00 0	100, 00 0	
		祝日							
		楽屋 1	1, 000	1, 800	2, 700	2, 700	4, 400	5, 000	
		楽屋 2	1, 000	1, 800	2, 700	2, 700	4, 400	5, 000	
		楽屋 3	600	1, 100	1, 600	1, 600	2, 600	3, 000	
		練習室	1, 500	2, 700	4, 100	4, 200	5, 500	6, 000	
		同時通訳室 1	1, 800	2, 700	4, 000	4, 400	6, 200	7, 500	
		同時通訳室 2	1, 800	2, 700	4, 000	4, 400	6, 200	7, 500	
コ ミ ニ テ イ 施 設	大会議室	平日	14, 00 0	21, 00 0	32, 00 0	34, 00 0	52, 00 0	60, 00 0	
		土・日曜日	18, 00 0	27, 00 0	40, 00 0	44, 00 0	66, 00 0	75, 00 0	
		祝日							
	中会議室		6, 900	10, 40 0	15, 60 0	17, 20 0	25, 50 0	30, 00 0	
	第1会議室		7, 200	10, 80 0	16, 20 0	17, 90 0	26, 50 0	30, 00 0	
	第2会議室		1, 200	1, 800	2, 700	2, 900	4, 000	5, 000	
	特別会議室		10, 00 0	16, 00 0	24, 00 0	25, 00 0	39, 00 0	40, 00 0	
	茶室		一日につき 15, 000						

## 備考

1 ホール及び大会議室の使用について、次の各号のいずれかに該当する場合は、この表の当該使用区分に係る使用料（以下「基本使用料」という。）に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

- (1) 使用者が、入場者から 1,000 円未満の入場料金又はこれに類する金員を徵収するとき  
150 パーセント

(2) 使用者が、入場者から 1,000 円以上の入場料金又はこれに類する金員を徵収するとき  
200 パーセント

(3) 使用者が、営業又は宣伝を目的として使用するとき 200 パーセント

2 ホールの使用について、次の各号のいずれかに該当する場合は、基本使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 練習のため使用するとき 50 パーセント

(2) 準備のため使用するとき 50 パーセント

3 使用許可時間を超過し、又は繰上げて 使用するときは、1 時間を限度とし、超過又は繰上げ分の使用料は基本料使用料（上記 1、2 に該当するときは、それぞれに定める率を乗じて得た額）に 30 パーセントを乗じて得た額とする。この場合において、1 時間未満の使用時間は 1 時間とみなす。

4 冷暖房を使用する場合は、基本使用料に 30 パーセントを乗じて得た額を加算する。

5 この表において、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日を、「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

備考

1 ホール及び大会議室の使用について、次の各号のいずれかに該当する場合は、この表の当該使用区分に係る使用料（以下「基本使用料」という。）に当該各号に定める率を乗じて得た額と

- (1) 使用者が、入場者から 1,000 円未満の入場料金又はこれに類する金員を徵収するとき  
150 パーセント

(2) 使用者が、入場者から 1,000 円以上の入場料金又はこれに類する金員を徵収するとき  
200 パーセント

(3) 使用者が、営業又は宣伝を目的として使用するとき 200 パーセント

2 ホールの使用について、次の各号のいずれかに該当する場合は、基本使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 練習のため使用するとき 50 パーセント

(2) 準備のため使用するとき 50 パーセント

3 使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、1 時間を限度とし、超過又は繰上げ分の使用料は基本料使用料（上記 1、2 に該当するときは、それぞれに定める率を乗じて得た額）に 30 パーセントを乗じて得た額とする。この場合において、1 時間未満の使用時間は 1 時間とみなす。

4 冷暖房を使用する場合は、基本使用料に 30 パーセントを乗じて得た額を加算する。

5 使用料に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

6 この表において、「平日」とは、日曜日、土曜日及び休日以外の日を、「休日」とは、国民の祝日に關する法律に規定する休日をいう。

## 第84号議案 説明資料

### 加東市やしろ国際学習塾規則の一部を改正する規則（案）

加東市やしろ国際学習塾規則（平成18年加東市規則第104号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「1ヵ年」を「1箇年」に改める。

第15条に次の1項を加える。

2 指定管理者に条例第16条第1項の規定により、学習塾の利用に係る料金を指定管理者の収入として收受させる場合にあっては、本則及び様式中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

別表を次のように改める。

#### 別表（第6条関係）

##### 附属設備使用料

名称		単位	1回当たりの使 用料	摘要
分類	品目			
照明設備	Aセット（サスペンションライト13灯）	1式	8, 140円	
	Bセット（サスペンションライト24灯）	1式	15, 270円	
	センターピンスポットライト 700Wクセノン	1台	2, 540円	
	サスペシヨンライト 1000Wハロゲン平凸	1台	1, 010円	
	サスペシヨンライト 1000Wハロゲンフレネル	1台	1, 010円	
	サスペシヨンライト 1000Wカッター	1台	1, 010円	
	L E D 照明器具	1式	1, 010円	
	音響基本セット（ホール）	1式	8, 140円	
	移動型ステージスピーカー	1台	1, 520円	
	壁掛スピーカー	1台	500円	
音響設備	はね返りスピーカー	1台	1, 010円	
	ワイヤレスマイク	1本	1, 520円	
	〃 (タイピン型)	1本	1, 520円	
	ダイナミックマイク	1本	1, 520円	
	コンデンサーマイク	1本	2, 030円	
	マイクスタンド(床上型)	1本	200円	
	〃 (ブーム型)	1本	500円	

	〃 (卓上型)	1本	100円	
	カセットデッキ	1台	710円	
	CD・MDプレーヤー	1台	710円	
	CD・コンパクトフラッシュカードレコーダー	1台	710円	
楽器	グランドピアノ (スタインウェイD274)	1台	12,220円	
	〃 (ヤマハCF3)	1台	6,110円	
映写設備	常設スクリーン	1式	1,010円	
	液晶プロジェクター	1式	1,010円	
舞台設備	演台	1台	500円	
	花台	1台	300円	
	司会者台	1台	400円	
	譜面台	1本	50円	
	指揮台	1台	300円	
	指揮者用譜面台	1本	300円	
	増設舞台	1式	5,090円	
	前迫り	1式	2,030円	
	後迫り	1式	2,030円	
	椅子	1脚	50円	
	机	1台	100円	
	平台	1台	200円	
	ジョーゼット	1式	2,030円	
	金屏風	1双	1,520円	
	緋毛せん	1枚	100円	
大会議室 用設備	音響基本セット (大会議室)	1式	5,090円	
中会議室 用設備	音響基本セット (中会議室)	1式	500円	
多目的室 用設備	音響基本セット (多目的室)	1式	500円	
	グランドピアノ (ヤマハC3X)	1台	3,050円	
中継	ラジオ中継	1式	5,090円	
	テレビ中継	1式	10,180円	
その他	シャワー室	1式	1,520円	

持込み電気器具用コンセント	1 KW	300円	
---------------	------	------	--

- (1) 1回の使用料とは、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）、夜間（午後6時から午後10時まで）を各1回とし、終日（午前9時から午後10時まで）使用する場合は、3回として計算する。
- (2) ピアノ使用料には、調律料を含まない。
- (3) 持込み電気器具用コンセントを使用する場合の1KWとは、持込み電気器具の定格消費電力の1KWをいい、その合計量に1KW未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- (4) この料金表に規定していないものは、別に実費を徴収する。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この規則による改正後の加東市やしろ国際学習塾規則の別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用する附属設備の使用料について適用する。